

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えからである。

〔給与勧告の流れ（116頁）参照〕

以上の観点から、本委員会は、昨年10月、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年4月1日を調査期日として「平成31年千葉市職員給与等実態調査」を実施した。

なお、本市では、平成20年4月1日から給与の減額措置が実施されており、調査期日時点においては、管理職手当及びこれに係る地域手当の10%（医師については5%）を減額して支給している。このため、給与については、減額措置が行われなかった場合の額及び減額措置の適用により実際に支払われた額の2種類の調査を行った。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉市職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の4種類6給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,234人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均 給与 月額	給 料	324,720 円	平 均 年 齢		39.6歳
	扶 養 手 当	6,971 円	平 均 扶 養 親 族 数		0.7人
	管 理 職 手 当	8,955 円	男 女 別 構 成 比	男 性	56.3%
		(8,063 円)		女 性	43.7%
	地 域 手 当	51,100 円 (50,966 円)	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	74.1%
	住 居 手 当	6,762 円		短 大 卒	14.9%
	そ の 他	104 円		高 校 卒	11.0%
	計	398,612 円 (397,586 円)		中 学 卒	0.0%

- （注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
3 管理職手当、地域手当及び計の欄の上段は減額措置前の額、下段は減額措置後の額である。
4 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
5 再任用職員は含まれていない。
6 男女別構成比、学歴別構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

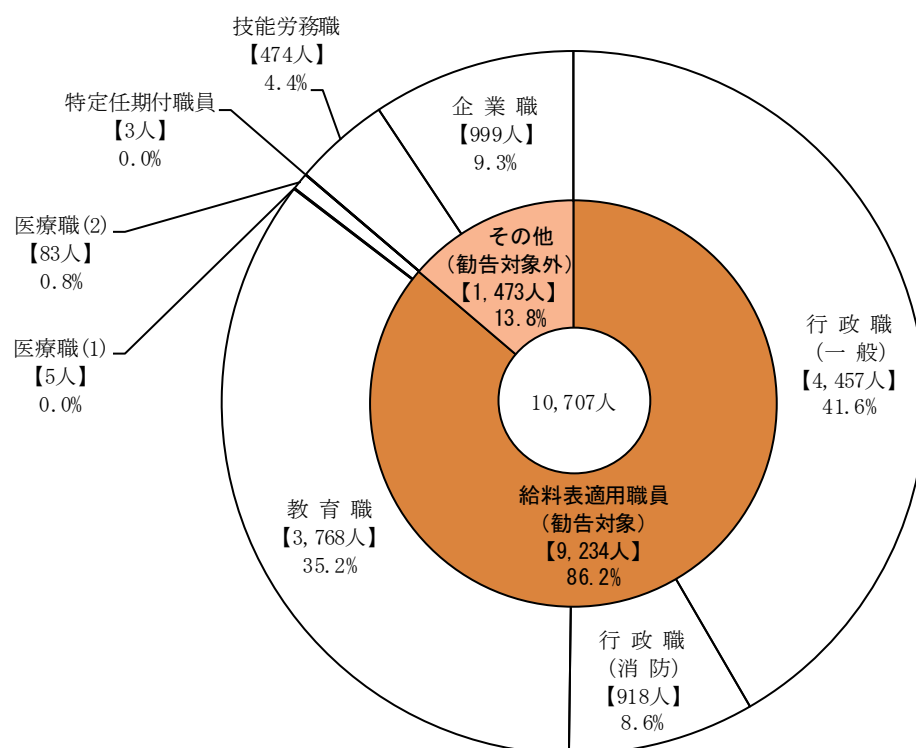
〔参考資料第1表（46頁）参照〕

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
扶養手当	・配偶者 行政職6級以下は6,500円、行政職7～8級は3,500円 ・子 1人10,000円 ・父母等 行政職6級以下は1人6,500円、行政職7～8級は1人3,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15%（医師は16%）を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
初任給調整手当	・医師に対して一定期間48,100円～217,500円を支給
単身赴任手当	・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円（基礎額） ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合（再任用職員を除く。）



< 勧告対象職員について >

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所440事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した109事業所について「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施し、うち98事業所において調査を完了した（調査する事業所として抽出した109事業所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した1事業所を除いた108事業所に占める調査完了した98事業所の割合（調査完了率）は90.7％）。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種4,886人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、医療関係等54職種556人についても同様の調査を行った（調査実人員計5,442人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

＜層化無作為抽出法について＞

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（１）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表（97頁）のとおりである。

（２）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあっては、大学卒205,324円、短大卒184,937円、高校卒171,082円である。

第 1 表 職 種 別、学 歴 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給	
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	205,324 円	
	短 大 卒	184,937 円	
	高 校 卒	171,082 円	
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	203,272 円
		短 大 卒	182,872 円
		高 校 卒	169,811 円
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	209,242 円
		短 大 卒	188,079 円
		高 校 卒	173,311 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養（家族）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	205,735 円
	短 大 卒	183,310 円
	高 校 卒	167,555 円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 扶養（家族）手当

民間における扶養（家族）手当の支給状況は、第2表のとおりであり、配偶者にあつては月額12,425円、配偶者と子2人にあつては月額25,162円である。

第 2 表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

<参考>

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	本市職員の扶養手当
配 偶 者	12,425円	6,500円
配 偶 者 と 子 1 人	18,926円 (6,501円)	16,500円 (10,000円)
配 偶 者 と 子 2 人	25,162円 (6,236円)	26,500円 (10,000円)

(注) 1 扶養（家族）手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する手当の額である。

備 考 本市職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(4) 住居（住宅）手当

民間における住居（住宅）手当の支給状況は、第3表のとおりであり、民間における借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の中位階層は、27,000円以上28,000円未満である。

第 3 表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	53.7%
非 支 給	46.3%
借家・借間居住者に対する 手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

（注）住居（住宅）手当の支給状況は、事業所単位で集計した。

<参考>

本市職員の現行の最高支給限度額	27,000円
-----------------	---------

（５）特 別 給

民間における昨年８月から本年７月までの１年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第４表のとおりであり、平均給与月額４.５２月分に相当している。

第 4 表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 （ A 1 ）	384,626円
	上 半 期 （ A 2 ）	384,996円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 （ B 1 ）	845,854円
	上 半 期 （ B 2 ）	893,158円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 $(\frac{B 1}{A 1})$	2.20月分
	上 半 期 $(\frac{B 2}{A 2})$	2.32月分
年 間 の 平 均		4.52月分

（注） 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6 月 期	2.225月分
	12月 期	2.225月分
	年 間 計	4.45月分

(6) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第5表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は37.0%（昨年34.8%）と昨年に比べて増加している。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第6表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は94.1%（昨年92.1%）と昨年に比べて増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が11.2%（同23.9%）と減少している一方で、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は74.0%（同65.0%）と増加している。

第5表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	37.0	19.3	0.0	43.7
課 長 級	26.3	22.0	0.0	51.7

（注） 給与改定の内容は、事業所単位で集計した。

第6表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変 化 な し			
係 員	95.3	94.1	11.2	8.9	74.0	1.2	4.7
課 長 級	88.8	87.6	7.2	8.9	71.5	1.2	11.2

- （注） 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。
 2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(7) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第7表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で38.4%（昨年32.4%）、高校卒で16.2%（同11.4%）となっており、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で41.5%（同35.1%）、高校卒で37.0%（同27.7%）と増加している。

第7表 民間における初任給の改定状況等

（単位：％）

学歴 \ 項目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	38.4	(41.5)	(58.5)	(0.0)	61.6
高 校 卒	16.2	(37.0)	(63.0)	(0.0)	83.8

(注) 1 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

そのほか、各事業所における定期昇給制度の状況等について、本年も引き続き調査を行った。その結果は、参考資料第11表から第13表まで（111頁）のとおりである。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較の方法

本委員会は、上記の「平成31年千葉市職員給与等実態調査」及び「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあつては事務・技術関係職種、民間従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての市民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第8表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比

べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）（117頁）参照〕

第 8 表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
8 級	局 長	支 店 長 工 場 長		
8 級 7 級	局長以外 部長、区長	部 長		
7 級	参 事 技 監	部 次 長	支店長、工場長 部 長	
6 級	課 長	課 長	部 次 長	支店長、工場長 部長、部次長
5 級	課長補佐	課長代理	課 長	課 長
4 級	主 査	係 長	課長代理	課長代理
3 級	主任主事 主任技師	主 任	係 長	係 長
2 級 1 級	主 事 技 師	係 員	主 任 係 員	主 任 係 員

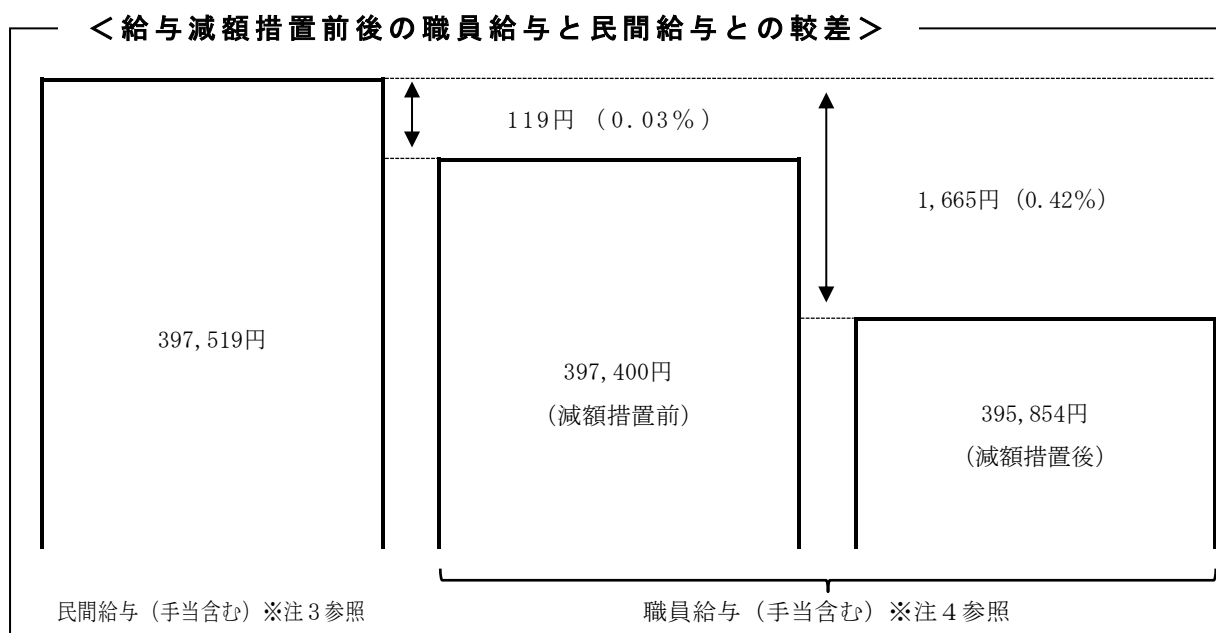
(2) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第9表に示すとおり、給与の減額措置が行われなかった場合の本市職員の給与が、民間給与を0.03%（119円）下回っていることが明らかとなった。なお、給与の減額措置適用後には、本市職員の給与が、民間給与を0.42%（1,665円）下回っていた。

第9表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)		較 差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ ((A)-(B))	
397,519 円	減額措置前	397,400 円	0.03%	(119 円)
	減額措置後	395,854 円	0.42%	(1,665 円)

(職員の平均年齢 40.5歳、平均経験年数 18.2年)



- (注) 1 本市職員にあっては事務・技術関係職種（保育士等を除く。）、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与
- 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等
- 4 職員給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。
- 5 「職員給与」及び「較差」欄の上段は、給与の減額措置が行われなかった場合のものであり、下段は、給与の減額措置適用後のものである。

＜「事務・技術関係職種」について＞

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表（46頁）の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第9表（10頁）の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のための平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第9表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ・ ・	事務・技術関係職種
	新規学卒者	

4 国家公務員等との給与比較

総務省の平成30年地方公務員給与実態調査によると、平成30年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は101.3（指定都市平均100.3）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国・千葉市ともに0.9%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり311,154円（世帯人員3.03人、世帯主の年齢57.6歳）となっている。〔参考資料第14表（114頁）参照〕

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年８月７日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

【給与に関する勧告】

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2 現行の民間給与との比較方法等

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査（完了率87.9%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与411,123円 平均年齢43.4歳〕

〔俸給 344円 はね返り分(注) 43円〕

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在籍する号俸について所要の改定（平均改定率 0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000

円→16,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.30 月（改定なし）
勤勉手当	0.925 月（支給済み）	0.975 月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

【実施時期】

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

【公務員人事管理に関する報告】

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の氏名等を再認識させるよう、倫理観・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児・介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な優位の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成

- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保しうるよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

む す び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について所要の改定を行う必要があると認める。

本市職員の給与については、「職員の給与等」の項でも述べたように、本市独自の減額措置が実施されているところであるが、本委員会としては、公民給与の比較を行うに当たっては、職員に本来支給されるべき給与を基準とすべきであると考え、職員の給与と民間給与との比較においても、減額措置が行われなかった場合の額によるべきものであると判断した。

なお、本委員会は、一般職の職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものと考えていることから、現在実施されている本市独自の減額措置については、極めて残念であると言わざるを得ない。

本年の調査結果においても、減額措置が職員の給与に相当程度の影響を与えていることが確認された。減額措置については、地方公務員法の趣旨に鑑み、併せて職員の士気への影響等を考慮し、早期に解消されることを求めるものである。

給与改定に当たっては、行政職給料表適用職員（消防職員を除く。以下同じ。）の給与を、本市職員の給与と民間給与との較差を基に改定するとともに、消防職員及び他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員の給与との均衡を考慮して改定する必要がある。

月例給の改定については、本年の民間給与との較差の程度を踏まえ、若年層について、基本的な給与である給料月額を引き上げる必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合に基づき、支給月数を引き上げる必要がある。

改定の具体的な内容は、次のとおりである。

（１）給料

職員の給与と民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間との均衡を図るため引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本年の公民較差の率を踏まえ、行政職給料表について、平均0.03%引き上げることとする。具体的には、初任給につ

いては本市職員が民間を下回っていること等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給について1,000円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給について1,500円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

（2）期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間ににおける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降については、6月期及び12月期における勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、特定任期付職員の期末手当についても、上記の改定を踏まえ支給月数を引き上げる。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

（1）人材の確保及び育成

ア 人材の確保

国、地方公共団体、民間企業を問わず、依然として採用意欲は高く、人材の獲得に向けた動きは、なお活発な状況が続いている。そのような中、日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」の廃止を決定し、今後、民間企業の採用活動はますます流動化していくことが見込まれる。本市においても将来を担う人材の確保は、喫緊に取り組むべき極めて重要な課題であり、本委員会としては、有為・有能な人材を確保するため、引き続き、次の二点に施策の方向性を置き取り組むこととする。

一点目は、多様で有為な受験者を、より多く確保することである。これまでも、各種広報媒体の活用、採用説明会の開催、大学・高校における就職説明会の実施等と併せ、新たな就職情報サイトやSNSツールの活用等、現在の就職活動の実態を踏まえた情

報発信を積極的に行ってきた。昨年度は、自治体同士が連携することで、受験者層への訴求力を高め、さらに公務員志望者全体の底上げを図るための試みとして、近隣の自治体との合同業務説明会も初めて開催した。これらの取組について、検証と見直しを不断に行い、創意工夫を凝らしながら、より多様な受験者層に対して的確かつ効率的な募集活動を展開していく。

また、就職に直結した広報活動に限らず、公務員の業務やその魅力について、受験者層よりも更に若い世代へのキャリア教育に取り組み、その上で本市を志望してもらえよう、将来に向けた受験者の確保にも努める。

二点目は、求める人材を確保できるよう、試験制度の見直しを重ねていくことである。本年度の採用試験では、組織への適応能力や集団の中でのコミュニケーション能力の評価を目的として、一部の試験区分において、集団討論試験を実施した。今後も、受験者の能力を適正に評価する試験内容となっているか、任命権者と連携して成果の検証を行いながら、検討を進めていく。

イ 人材の育成

市民ニーズの多様化や、行政課題の複雑化・高度化、少子超高齢化、人口減少等の社会環境の変化に対応し、限られた人的資源で安定した行政サービスの提供を続けていくためには、職員一人ひとりの能力を高めていくことが不可欠である。

人材の育成については、本市では、「千葉市人材育成・活用基本方針」を定め、その実施計画である「第2次千葉市人材育成・活用アクションプラン」（平成27～30年度）に基づき各種の取組を行ってきたところであるが、「第4期千葉市行政改革推進委員会」の提言及び昨年実施された同プランの成果検証アンケートの結果等を踏まえ、本年度から3年間を計画期間とした「第3次千葉市人材育成・活用アクションプラン」が策定されたところである。

同プランでは、人事施策、職員研修、組織風土、健康管理の各分野において新たな施策が加えられており、同プランに掲げられた各施策が着実に実施されることで、職員の意欲・能力の向上が図られるとともに、長期的・計画的に人材を育成する組織環境が整備されることを期待する。

（２）千葉市職員の働き方改革

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランス、人材の確保といった観点からも重要な課題である。

本市においては、時間外勤務等縮減対策「新・仕事ダイエット」や「働き方向上宣言」による長時間労働の是正に向けた取組を実施しているところであるが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法等の改正を踏まえ、本年10月から、時間外勤務の上限時間等について、原則月45時間、年360時間、他律的業務の比重が高い部署において年720時間とすることなどについて、新たに規則で規定されたところである。

本市の平成30年度の「月平均1人当たりの時間外勤務時間数」は13.5時間と、ここ数年ほぼ横ばいとなっているが、年360時間を超えて時間外勤務を行っている職員も一定程度存在しており、依然として長時間労働が散見される状況である。

また、年次有給休暇については、本年4月より「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について取り組んでいるところであるが、平成30年度の年次有給休暇の取得状況については、1人当たりの平均取得日数は15.1日と増加傾向になっているものの、取得日数が5日未満の職員も見受けられる状況となっている。

任命権者においては、このような状況を踏まえ、長時間労働の是正への取組を強化するとともに、年5日の年次有給休暇の確実な取得はもとより、年度を通じて計画的に取得促進が図られるよう適切な取組を期待する。

また、本年4月から出退勤時刻の記録による労働時間の客観的な把握を通じて、管理職を含めた職員の労働時間の適正な把握が行われているところであるが、本取組を各職場において確実に実施することで、長時間労働の是正を図るとともに、職員の健康維持にも積極的に活用するよう努められたい。

時間外勤務の縮減にあたっては、ＩＣＴやＲＰＡの活用等による業務の合理化・効率化とともに、業務量の削減に努めることが重要であり、そのうえで長時間の時間外勤務が恒常化している部署があれば、業務量に見合った必要な人員が確保されているか改めて検証し、千葉市定員適正化計画（平成31年4月1日～令和5年4月1日）も踏まえ、必要な措置を講じられたい。

また、教員については、長時間勤務の実態があることから、業務改善・効率化などにより早急な勤務環境の改善が望まれる。本年１月には、中央教育審議会において働き方改革関連の答申がまとめられ、本市においても、「学校における働き方改革プラン」が策定されたところである。教育委員会においては、同プランの「教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする」という目標に向けて、2021（令和３）年度までに「１人当たり勤務時間を除く在校時間数の月平均を2017（平成29）年度の平均49時間から10時間以上削減」し、「勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数の割合を2017（平成29）年度の59％から３割削減」する数値目標を実現するため、同プランの取組を確実に実施するとともに、その効果検証を行い、教員の在校時間の削減や負担軽減を着実に進められたい。

イ 仕事と家庭生活の両立支援

仕事と育児や介護との両立のため、本市においては、育児や介護に係る休暇・休業制度を整備してきたところである。これらの制度を必要とする職員が適切に活用できるよう、任命権者においては、引き続き制度の周知を図るとともに、育児休業等により長期間にわたり正規職員が不在となる職場においては、可能な限り正規職員を代替として配置するなど、働きやすい職場環境の実現に努められたい。

また、各職場、各職員の実情に応じたより柔軟な働き方が可能となるよう、多様な制度の整備についても引き続き検討されたい。

なお、男性職員の育児休業の取得率は年々増加傾向にあり、平成30年度では34.3％（前年度22.9％）と大幅に増加しているところであるが、引き続き、職場や性別を問わず育児や介護に係る休暇・休業制度が活用され、仕事と家庭生活の両立が図られるよう期待する。

また、不妊治療と仕事の両立も重要な課題であり、引き続き国や民間の状況を注視しつつ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成に努められたい。

各職場においてもこれらの制度が活用しやすい職場環境となるよう、管理監督者においてはマネジメントを適切に発揮されたい。

ウ 心の健康保持

職員が心身ともに健康でその能力を十分に発揮し職務に専念することは、組織活力の維持・向上や市民への質の高いサービスの提供のために必要不可欠なものである。

本市においては、「管理監督者のメンタルヘルス対策の手引き」による管理監督者に対する啓発を始め、研修の実施、「しごとコンシェルジュ」の開設など、メンタルヘルス対策の充実を図っているところであるが、精神疾患が原因で病気休職となっている者が病気休職者の大半を占める状況が続いている。

メンタルヘルス対策においては、予防策の充実により精神疾患の発生を未然に防ぐことが最も望ましいことから、任命権者においては、職員が気軽に相談できる制度の周知を引き続き行っていくことに加え、ストレスチェックにより職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、この結果を分析・活用し、管理監督者が職場環境の改善に努められるよう、引き続き取り組まれない。

また、管理監督者においては、所属職員の心身の健康保持のため、日頃から積極的に声掛けを行い、職員の心身の状態を把握するなど、風通しの良い職場づくりと良好な人間関係の構築に努められたい。

エ ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を侵害する行為であるだけでなく、職場の運営にも支障をもたらすものであり、組織をあげてその防止に取り組む必要がある。

任命権者においては、「職場のパワーハラスメント防止の手引き」及び「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」等を広く周知し、引き続き職員の意識向上に努められるとともに、「千葉県職員のためのハラスメント事例集」等を活用し、職員一人ひとりが改めて自身の行動を確認できる機会を設けるなど対策を進められたい。

また、民間におけるパワーハラスメント防止対策等を含む、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、国において事業主が講ずべき措置等に関する指針について審議されていることから、その審議状況にも注視していく必要がある。

（３）住居手当の見直し

住居手当については、本年の人事院勧告において、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げることとし、これにより生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げることとされたところである。

本市においても、市内の住居（住宅）手当を支給する民間事業所の割合は53.7%で、そのうち借家・借間住居者に対する手当月額の最高支給額の中位階層が27,000円以上28,000円未満となっている状況等を踏まえ、他都市の状況や人事院勧告の内容等も勘案しながら、見直しを検討する必要がある。

なお、見直しにあたっては、職員への支給実態等を踏まえ、手当額が大きく減額する職員には所要の経過措置を講ずることが適当である。

（４）会計年度任用職員制度への対応

本市において、非常勤職員等は、市政の円滑な業務遂行においても重要な役割を担っているところである。

ますます多様化・複雑化する行政需要に応え、より質の高い行政サービスを提供していくためには、任用形態や職種を問わず、全ての職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮しつつ、市政運営の担い手として協働していく必要がある。

そのような中、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることとなり、本市においても、「会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例」及び関係ある条例の規定整備を行うための「地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」が制定されたところである。

任命権者においては、法の趣旨を踏まえ、関係規定の整備を図るとともに、令和2年4月の施行に向け、円滑な制度移行ができるよう、関係部局への周知を図るなど、適正な運用の確保に努められたい。

（５）定年の引上げ

人事院は本年の勧告で、昨年の意見の申出を踏まえ、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請している。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」とされており、現在、政府において制度の検討が進められているところである。

地方公務員の定年については、「国家公務員の定年を基準とする」旨法定されていることから、本市においても、国における検討の推移を注視し、適切に対応を図る必要がある。

3 障害者の雇用について

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月に成立、公布されたが、自ら率先して障害者を雇用するよう努めることは、もとより地方公共団体の責務である。本委員会は、これまで身体障害者を対象にしていた採用選考について、本年度より、知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大して実施することにしたところである。

しかしながら、障害者がその能力を発揮し、自立して業務に従事するためには、採用後に勤務する各職場の理解と支援が欠かせない。任命権者においては、障害のある職員もその他の職員もともに働きやすい職場となるよう、国や先進自治体の取組も参考に必要な配慮を図りたい。

4 公務員としての規律の保持

職員による不祥事は絶えない状況にあり、市政に対する市民の信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。

本市においては、このような状況を重く受け止め、全庁的な組織として千葉市コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス推進（不祥事防止）に関する新たな取組み」を実施しているところであるが、依然として飲酒運転や不適正な事務処理などにより懲戒処分となった事案が続いており、憂慮すべき状況にある。

任命権者においては、これまでも、研修やコンプライアンス自己チェック等の実施、管理職による法令遵守等の誓約書の提出といった取組をしてきたところであるが、こうした取組を引き続き行っていくとともに、今後もあらゆる機会を通じ、職員の倫理に関する意識付けに努め、厳正な服務規律の確保を図ることが必要である。

とりわけ、消防局においては、昨年9月以降、重大な不祥事案が相次いだことから、千葉市消防局不祥事防止対策検討委員会を新たに設

置し、外部の有識者の助言も得ながら、原因究明や不祥事防止対策について検討するとともに、各種研修等を通じて再発防止に取り組んでいるところであるが、不祥事を発生させない組織作りに向けて、一層の職場改革に取り組まれない。

また、懲戒処分の対象となった事案には、財務に関する不適正な事務処理も散見されることから、令和２年４月から運用が開始される内部統制制度に基づく体制整備を進めるなど、適正な事務処理等の確保に努められたい。

職員一人ひとりにおいては、他の職員が引き起こした不祥事であっても、他人事としてではなく自らの問題として捉え、公務に携わる者として自らの立場を自覚し、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されるよう望む。

5 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定などを通じて行政運営の安定に寄与するものと考ええる。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

< 参考 >

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事情等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について民間給与との較差を基に、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 期末手当・勤勉手当

(1) 令和元年12月期の支給割合

ア 下記イ以外の職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分（特定管理職員にあっては1.175月分）とすること。

イ 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

(2) 令和2年6月期以降の支給割合

ア 下記イ以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（特定管理職員にあってはそれぞれ1.15月分）とすること。

イ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。

ただし、2の(1)については令和元年12月1日から、2の(2)については令和2年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,400	166,000	213,000	248,800	280,000	320,400	373,200	444,300
	2	139,900	167,700	214,700	250,200	282,000	323,000	376,600	447,300
	3	140,400	169,500	216,400	251,700	284,400	325,500	379,900	450,500
	4	140,900	171,300	218,100	253,400	286,500	328,000	383,400	453,700
	5	141,400	172,900	219,800	254,900	288,700	330,200	386,700	456,300
	6	142,200	174,700	221,600	256,700	291,200	332,600	390,000	459,300
	7	143,000	176,500	223,300	258,400	293,500	335,100	393,300	462,300
	8	143,800	178,200	225,000	260,100	296,000	337,700	396,700	465,300
	9	144,400	179,900	226,500	261,800	298,300	339,800	399,700	468,200
	10	145,100	181,800	228,300	263,900	300,800	342,400	403,000	471,000
	11	145,900	183,800	230,000	266,000	303,200	344,900	406,200	473,600
	12	146,700	185,700	231,800	268,200	305,700	347,500	409,500	476,300
	13	147,200	187,300	233,300	270,000	307,800	349,800	412,600	478,900
	14	148,500	188,800	234,800	272,000	310,300	352,200	415,800	481,000
	15	149,800	190,500	236,400	274,100	312,700	354,900	419,000	482,900
	16	151,000	191,900	238,200	276,100	315,100	357,400	421,900	484,800
	17	152,200	193,300	239,800	278,000	317,400	359,600	425,000	486,800
	18	153,700	194,700	241,400	280,300	319,700	361,900	428,100	488,300
	19	155,200	196,100	242,800	282,400	322,100	364,500	431,200	489,600
	20	156,600	197,500	244,300	284,600	324,300	366,900	434,400	490,900
	21	157,700	198,800	245,700	286,600	326,500	369,300	437,400	492,300
	22	159,200	200,200	247,300	289,000	328,700	371,700	440,200	493,200
	23	160,700	201,600	249,100	291,200	331,000	374,200	443,000	494,100
	24	162,100	202,800	251,000	293,400	333,200	376,700	445,800	494,900
	25	163,300	204,100	252,300	295,600	335,300	378,900	448,400	495,800
	26	165,800	205,700	254,100	298,000	337,900	381,200	451,200	496,800
	27	168,200	207,300	255,800	300,300	340,500	383,500	453,900	497,700
	28	170,700	208,800	257,500	302,700	343,100	385,700	456,600	498,600
	29	172,700	210,100	258,900	304,700	345,100	387,800	459,300	499,400
	30	174,500	211,600	260,600	307,200	347,700	389,900	462,000	500,400
	31	176,300	213,000	262,400	309,400	350,300	392,100	464,500	501,500
	32	178,000	214,500	264,300	311,900	352,800	394,100	467,000	502,600
	33	179,600	215,800	265,800	313,600	355,200	396,100	469,600	503,600
	34	181,400	217,300	267,800	316,100	357,500	398,000	471,600	504,500
	35	183,300	218,700	269,600	318,300	360,000	399,900	473,500	505,500
	36	185,100	220,100	271,400	320,800	362,600	401,900	475,500	506,400
	37	186,600	221,400	272,900	322,900	365,000	403,600	477,400	507,300
	38	187,900	223,000	274,700	325,300	366,900	404,900	479,200	507,800
	39	189,200	224,700	276,400	327,500	369,000	406,400	481,000	508,400
	40	190,500	226,400	278,200	329,900	370,900	407,800	482,700	509,000
	41	191,600	228,100	279,800	331,800	372,500	409,100	484,300	509,500
	42	192,800	229,600	281,900	333,900	374,300	410,400	485,400	510,100
	43	194,000	231,000	283,900	335,900	376,200	411,700	486,500	510,700
	44	195,200	232,400	285,800	337,800	377,900	412,800	487,500	511,300

再任用 職員以 外の職 員	45	196,300	233,800	287,600	339,900	379,400	414,000	488,400	511,700
	46	197,500	235,400	289,700	342,000	381,000	415,000	489,500	512,200
	47	198,600	237,200	291,700	344,100	382,800	416,100	490,400	512,800
	48	199,700	238,900	293,700	346,100	384,600	417,100	491,400	513,400
	49	200,900	240,500	295,400	347,900	386,000	418,000	492,400	513,900
	50	202,000	242,100	297,500	349,900	387,500	418,900	493,400	514,500
	51	203,200	243,600	299,600	351,700	388,900	419,700	494,200	515,100
	52	204,400	245,200	301,700	353,500	390,500	420,500	495,100	515,700
	53	205,400	246,500	303,500	355,000	391,800	421,200	496,100	516,100
	54	206,500	248,200	305,500	356,900	392,900	422,100	496,700	516,600
	55	207,600	249,800	307,500	358,900	394,000	423,000	497,200	517,200
	56	208,700	251,400	309,400	360,800	395,100	423,700	497,700	517,800
	57	209,700	253,000	311,200	362,500	396,100	424,500	498,200	518,300
	58	210,900	254,600	313,000	364,300	397,200	425,400	498,800	518,900
	59	212,100	256,200	315,000	366,100	398,200	426,200	499,300	519,500
	60	213,200	257,800	317,000	368,000	399,100	427,000	499,800	520,100
	61	214,300	259,100	319,000	369,400	400,100	427,800	500,300	520,500
	62	215,000	260,600	321,000	371,000	400,900	428,600		
	63	215,900	262,400	322,900	372,600	401,700	429,500		
	64	216,900	264,100	325,000	374,200	402,500	430,200		
	65	217,900	265,500	326,700	375,800	403,200	431,000		
	66	218,900	267,200	328,500	377,200	403,800	431,900		
	67	219,900	268,900	330,500	378,700	404,500	432,700		
	68	221,000	270,600	332,200	380,200	405,200	433,500		
	69	222,000	271,700	334,100	381,400	405,900	434,200		
	70	223,200	273,400	336,100	382,700	406,600	435,100		
	71	224,400	274,900	337,900	383,900	407,300	435,900		
	72	225,800	276,500	340,000	385,000	407,800	436,700		
	73	227,100	277,800	341,600	386,000	408,400	437,400		
	74	228,100	279,300	343,300	387,000	409,000	438,000		
	75	229,300	280,700	345,100	388,000	409,600	438,500		
	76	230,400	282,300	346,800	389,100	410,100	439,100		
	77	231,500	283,900	348,200	389,900	410,600	439,600		
	78	232,500	285,300	349,500	390,800	411,100	440,200		
	79	233,600	286,800	350,900	391,500	411,600	440,800		
	80	234,800	288,400	352,200	392,300	412,100	441,300		
	81	235,900	289,700	353,500	393,000	412,500	441,700		
	82		291,200	354,600	393,700	413,200	442,200		
	83		292,600	355,900	394,400	414,000	442,700		
	84		294,100	357,200	395,100	414,700	443,100		
	85		295,500	358,400	395,700	415,400	443,600		
	86			359,500	396,400	415,700	444,100		
	87			360,600	397,000	416,000	444,600		
	88			361,700	397,600	416,300	445,100		
	89			362,800	398,200	416,500	445,600		
	90			363,600	399,100	416,700	446,100		
	91			364,400	399,300	416,900	446,600		
	92			365,100	399,800	417,100	447,100		

	93			365,900	400,300	417,300	447,500		
	94			366,600	400,800				
	95			367,300	401,300				
	96			368,000	401,800				
	97			368,700	402,200				
	98			369,300	402,700				
	99			370,000	403,200				
	100			370,700	403,700				
	101			371,400	404,000				
	102			371,800	404,300				
	103			372,300	404,600				
	104			372,700	404,900				
	105			373,100	405,100				
	106			373,600	405,400				
	107			374,100	405,600				
	108			374,600	405,800				
	109			374,900	406,000				
	110			375,400					
	111			375,900					
	112			376,400					
	113			376,800					
	114			377,300					
	115			377,700					
	116			378,200					
	117			378,600					
	118			379,100					
	119			379,500					
	120			379,900					
	121			380,200					
	122			380,400					
	123			380,600					
	124			380,700					
	125			380,900					
	126			381,100					
	127			381,300					
	128			381,500					
	129			381,700					
再任用 職員		178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員（技能労務職員及び非常勤職員等を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	161,400	175,400	262,400	291,300	406,700
	2	162,900	177,500	264,900	293,900	408,200
	3	164,400	179,600	267,200	296,800	409,700
	4	165,900	181,800	269,500	299,300	411,200
	5	167,600	183,700	272,000	301,800	412,600
	6	169,600	185,900	274,400	304,200	414,000
	7	171,400	188,100	276,600	306,500	415,500
	8	173,200	190,300	278,800	308,900	417,100
	9	174,900	192,500	281,000	311,300	418,500
	10	177,100	195,300	283,300	313,900	419,900
	11	179,100	198,000	285,700	316,600	421,300
	12	181,100	200,700	287,900	319,500	422,600
	13	183,100	203,500	290,300	321,900	423,900
	14	185,300	205,200	292,400	323,900	425,300
	15	187,500	206,800	294,300	325,900	426,700
	16	189,700	208,500	296,300	328,200	428,100
	17	191,900	210,300	298,400	330,200	429,300
	18	194,600	211,900	300,900	332,400	430,600
	19	197,100	213,600	303,400	334,700	431,800
	20	199,600	215,200	306,100	336,800	433,100
	21	202,000	216,900	308,300	339,000	434,200
	22	203,700	218,800	310,900	341,200	435,400
	23	205,300	220,700	313,200	343,500	436,700
	24	207,000	222,600	315,900	345,800	438,000
	25	208,500	224,200	318,500	347,500	439,300
	26	210,000	226,200	320,800	349,300	440,500
	27	211,600	228,200	323,200	351,200	441,500
	28	213,100	230,100	325,400	353,100	442,600
	29	214,700	231,900	327,600	354,900	443,800
	30	216,400	234,500	329,600	356,700	444,600
	31	218,100	237,100	331,800	358,400	445,400
	32	219,800	239,700	334,000	360,300	446,300
	33	221,200	242,200	335,800	361,600	447,200
	34	222,900	244,900	337,900	363,300	447,700
	35	224,600	247,400	340,000	364,800	448,200
	36	226,200	250,000	342,000	366,600	448,700
	37	227,700	252,400	344,000	368,500	449,200
	38	229,300	254,900	345,900	370,000	449,700
	39	230,900	257,400	347,900	371,300	450,200
	40	232,500	259,700	349,800	372,900	450,700
	41	234,100	262,300	351,300	374,000	451,200
	42	235,800	264,700	353,100	375,400	451,700
	43	237,500	266,900	354,700	376,800	452,200
	44	239,100	269,100	356,400	378,300	452,700

再任用 職員以 外の職 員	45	240,900	271,100	358,200	379,700	453,200
	46	242,500	273,300	359,900	381,300	453,700
	47	243,900	275,500	361,200	382,900	454,200
	48	245,500	277,500	362,800	384,400	454,700
	49	246,800	279,700	364,000	385,800	455,200
	50	248,300	281,700	365,500	387,300	
	51	249,800	283,600	367,100	388,800	
	52	251,300	285,600	368,700	390,200	
	53	252,200	287,300	370,100	391,400	
	54	253,700	289,700	371,600	392,700	
	55	255,100	292,000	373,100	393,800	
	56	256,600	294,500	374,600	394,900	
	57	257,600	296,500	376,100	396,300	
	58	259,000	299,000	377,500	397,500	
	59	260,300	301,300	378,900	398,700	
	60	261,600	304,000	380,200	400,000	
	61	262,900	306,400	381,100	401,200	
	62	263,900	308,800	382,300	402,200	
	63	265,200	311,300	383,500	403,600	
	64	266,300	313,600	384,600	404,900	
	65	267,400	315,800	385,500	406,100	
	66	268,900	318,000	386,700	407,200	
	67	270,300	320,100	387,700	408,400	
	68	271,700	322,300	388,800	409,500	
	69	273,400	324,200	390,000	410,500	
	70	274,900	326,300	391,000	411,700	
	71	276,400	328,400	392,100	412,900	
	72	277,800	330,400	393,300	414,100	
	73	278,800	332,500	394,300	414,700	
	74	280,100	334,600	395,400	415,500	
	75	281,400	336,800	396,500	416,200	
	76	282,600	339,000	397,600	416,700	
	77	283,800	340,700	398,500	417,000	
	78	285,000	342,600	399,400	417,400	
	79	286,200	344,300	400,400	417,800	
	80	287,400	346,100	401,400	418,200	
	81	288,600	347,900	402,200	418,500	
	82	289,600	349,700	403,000	418,900	
	83	290,800	351,100	403,700	419,300	
	84	292,000	352,900	404,500	419,600	
	85	292,900	354,100	405,200	419,900	
	86	293,900	355,700	406,000	420,300	
	87	294,600	357,200	406,700	420,700	
	88	295,600	358,700	407,400	421,000	
	89	296,600	360,000	408,000	421,300	
	90	297,500	361,300	408,700	421,600	
	91	298,400	362,700	409,200	421,900	
	92	299,200	364,100	409,900	422,100	

93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,800	391,700		
122	312,000	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,800	394,500		
126	313,000	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		
139	316,300	400,700		
140	316,600	401,000		

	141	316,800	401,300			
	142	317,000	401,600			
	143	317,300	401,900			
	144	317,600	402,200			
	145	317,800	402,400			
	146	318,000	402,700			
	147	318,300	403,000			
	148	318,600	403,200			
	149	318,800	403,400			
	150	319,000	403,700			
	151	319,300	404,000			
	152	319,600	404,200			
	153	319,800	404,400			
	154	320,000	404,700			
	155	320,300	405,000			
	156	320,600	405,200			
	157	320,800	405,400			
	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任用 職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職給料表（１）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	286,900	357,300	379,200	483,000
	2	289,900	361,400	383,200	485,400
	3	292,900	365,500	387,200	487,900
	4	295,900	369,600	391,200	490,400
	5	298,600	373,600	395,000	492,600
	6	301,600	377,800	398,900	495,000
	7	304,600	382,000	402,800	497,400
	8	307,600	386,200	406,700	499,800
	9	310,500	390,000	410,500	502,100
	10	313,800	393,700	414,300	504,600
	11	317,100	397,600	418,300	507,100
	12	320,400	401,300	422,100	509,600
	13	323,600	404,700	425,600	511,700
	14	327,100	407,800	429,300	514,100
	15	330,600	411,100	433,200	516,500
	16	334,100	414,200	436,900	518,900
	17	337,500	417,200	440,300	520,900
	18	340,800	420,200	442,900	522,900
	19	344,100	423,400	445,700	524,800
	20	347,400	426,400	448,300	526,800
	21	350,500	429,500	450,800	528,700
	22	353,800	432,100	453,300	530,700
	23	357,100	434,800	455,900	532,600
	24	360,400	437,500	458,500	534,600
	25	363,400	439,700	460,800	536,300
	26	366,400	441,200	463,300	538,000
	27	369,600	442,900	466,000	539,700
	28	372,600	444,600	468,700	541,400
	29	375,600	446,300	471,000	542,800
	30	378,700	448,200	473,400	544,600
	31	382,000	450,200	475,900	546,400
	32	385,100	452,200	478,400	548,200
	33	387,900	453,800	480,600	549,600
	34	390,800	455,800	483,000	551,300
	35	393,900	457,800	485,400	553,000
	36	396,800	459,800	487,800	554,700
	37	399,700	461,500	490,100	556,000
	38	402,600	463,500	492,300	557,400
	39	405,600	465,500	494,500	558,800
	40	408,600	467,500	496,700	560,200
	41	411,100	469,100	498,700	561,300
	42	413,800	471,000	500,800	562,500
	43	416,700	472,900	502,900	563,700
	44	419,600	474,800	505,000	564,900

	45	422,400	476,500	506,900	565,800
	46	424,200	478,100	508,900	567,100
	47	426,100	479,700	510,800	568,400
	48	428,000	481,300	512,800	569,700
	49	429,600	482,600	514,700	570,600
	50	431,600	483,800	516,700	571,800
	51	433,600	484,900	518,600	573,000
	52	435,600	486,100	520,600	574,200
再任用 職員以 外の職 員	53	437,200	487,200	522,300	575,100
	54	439,200	488,200	524,200	576,200
	55	441,200	489,200	526,100	577,300
	56	443,200	490,200	528,000	578,400
	57	444,700	490,900	529,800	579,100
	58	446,600	491,900	531,600	579,700
	59	448,500	492,900	533,400	580,300
	60	450,400	493,900	535,200	580,900
	61	452,100	494,600	536,600	581,400
	62	453,900	495,500	538,300	581,900
	63	455,700	496,400	540,000	582,400
	64	457,500	497,300	541,700	582,900
	65	459,000	498,100	543,100	583,200
	66	460,300	499,000	544,200	583,700
	67	461,600	499,900	545,300	584,200
	68	462,900	500,800	546,400	584,700
	69	464,100	501,600	547,400	584,900
	70	465,200	502,500	548,600	585,300
	71	466,300	503,400	549,800	585,700
	72	467,400	504,300	551,000	586,100
	73	468,300	505,100	551,900	586,400
	74	469,200	506,000	553,200	586,700
	75	470,100	506,900	554,500	587,000
	76	471,000	507,800	555,800	587,300
	77	471,800	508,600	556,700	587,600
	78	472,300	509,500	557,700	588,000
	79	472,800	510,400	558,700	588,400
	80	473,300	511,300	559,700	588,800
	81	473,500	512,000	560,500	589,100
	82		512,900	561,400	589,400
	83		513,800	562,300	589,700
	84		514,700	563,200	590,000
	85		515,400	564,100	590,300
	86		516,300	564,600	
	87		517,200	565,100	
	88		518,100	565,600	
	89		518,800	565,800	
	90			566,300	
	91			566,800	
	92			567,300	

	93			567,600	
	94			568,100	
	95			568,600	
	96			569,100	
	97			569,400	
	98			569,900	
	99			570,400	
	100			570,900	
	101			571,200	
	102			571,700	
	103			572,200	
	104			572,700	
	105			572,900	
再任用 職員		295,100	341,600	380,700	440,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	143,800	174,700	224,300	262,000	325,400	366,800
	2	145,100	176,300	225,800	264,200	327,800	369,500
	3	146,500	177,800	227,300	266,100	330,500	372,300
	4	147,900	179,400	228,800	268,100	333,100	375,100
	5	149,000	180,900	230,400	270,000	335,700	377,500
	6	150,600	182,500	232,000	272,000	338,300	379,900
	7	152,300	184,100	233,600	274,100	340,900	382,400
	8	154,000	185,700	235,200	276,000	343,600	384,800
	9	155,600	187,200	236,500	277,900	345,900	387,000
	10	157,300	188,800	238,200	280,100	348,800	389,200
	11	159,000	190,400	239,800	282,200	351,500	391,600
	12	160,700	191,900	241,400	284,500	354,300	393,800
	13	162,100	193,300	242,900	286,500	356,700	395,900
	14	164,100	195,100	244,600	288,800	359,300	398,200
	15	166,100	196,900	246,500	291,100	361,600	400,700
	16	168,000	198,600	248,200	293,200	364,200	403,000
	17	169,800	200,200	250,000	295,000	366,600	405,100
	18	172,300	201,900	251,700	297,700	369,300	407,200
	19	174,900	203,600	253,600	300,500	371,900	409,100
	20	177,500	205,300	255,300	303,200	374,600	411,200
	21	179,700	206,800	256,900	305,600	377,000	412,900
	22	181,400	208,300	259,100	308,300	379,400	414,500
	23	183,100	209,500	261,300	311,100	382,100	416,200
	24	184,800	210,700	263,600	313,700	384,600	417,800
	25	186,300	212,100	265,300	316,400	386,800	419,300
	26	188,000	213,500	267,300	318,900	389,100	420,500
	27	189,700	214,900	269,500	321,700	391,600	421,700
	28	191,400	216,400	271,300	324,200	393,900	423,000
	29	192,600	217,900	273,400	326,700	396,100	424,100
	30	194,300	219,400	275,400	329,200	398,100	425,100
	31	196,000	220,900	277,500	331,800	400,100	426,100
	32	197,600	222,400	279,600	334,400	402,200	427,100
	33	199,300	223,800	281,300	336,600	403,700	428,100
	34	200,500	225,100	283,700	339,300	405,400	429,100
	35	201,700	226,200	285,900	341,800	407,100	430,000
	36	203,000	227,400	288,200	344,400	408,700	430,900
	37	204,100	228,500	290,300	346,700	410,100	431,900
	38	205,300	229,700	292,400	349,500	411,400	432,700
	39	206,400	230,800	294,500	352,000	412,600	433,500
	40	207,600	232,100	296,800	354,800	413,900	434,300
	41	208,800	233,200	298,600	357,300	415,000	435,000
	42	210,000	234,500	300,900	359,900	416,000	435,700
	43	211,100	235,800	303,000	362,400	417,000	436,400
	44	212,200	237,000	305,200	365,100	417,900	437,100

再任用 職員以 外の職 員	45	213,400	238,200	307,300	367,600	418,800	437,800
	46	214,800	239,500	309,500	370,100	419,800	438,500
	47	216,100	241,200	311,800	372,700	420,900	439,200
	48	217,400	242,600	313,900	375,300	421,900	439,900
	49	218,500	243,900	315,900	377,300	422,900	440,600
	50	220,000	245,400	318,000	379,600	423,700	441,000
	51	221,300	247,000	320,200	382,100	424,500	441,400
	52	222,800	248,500	322,400	384,400	425,200	441,700
	53	224,000	249,900	324,300	386,700	425,900	442,000
	54	225,100	251,400	326,400	388,600	426,600	442,400
	55	226,300	253,000	328,400	390,700	427,300	442,700
	56	227,500	254,500	330,500	392,800	428,000	443,000
	57	228,600	255,800	332,100	394,500	428,700	443,300
	58	229,600	257,200	333,900	395,900	429,400	443,500
	59	230,900	258,900	335,400	397,400	430,000	443,700
	60	232,100	260,200	337,100	398,800	430,600	443,900
	61	233,300	261,700	338,700	400,200	431,300	444,100
	62	234,600	263,200	340,200	401,400	431,800	444,200
	63	236,100	264,700	341,600	402,600	432,200	444,300
	64	237,500	266,100	343,100	403,700	432,600	444,500
	65	238,400	267,500	344,300	404,800	432,900	444,600
	66	239,900	268,800	345,600	405,900	433,300	
	67	241,400	269,900	346,900	406,900	433,700	
	68	242,800	271,000	348,300	407,900	434,000	
	69	244,000	272,100	349,300	408,900	434,300	
	70	245,300	273,300	350,300	409,900	434,500	
	71	246,500	274,400	351,200	411,000	434,700	
	72	247,800	275,500	352,100	412,100	434,900	
	73	248,700	276,300	353,000	413,000	435,100	
	74	249,700	277,300	354,000	413,800		
	75	251,000	278,400	355,000	414,500		
	76	252,100	279,400	355,800	415,300		
	77	253,300	280,200	356,700	416,100		
	78	254,300	281,100	357,400	416,800		
	79	255,500	282,100	358,100	417,500		
	80	256,600	283,000	358,800	418,200		
	81	257,600	283,600	359,300	418,900		
	82	258,800	284,200	360,000	419,600		
	83	259,900	284,900	360,500	420,200		
	84	261,100	285,600	361,000	420,900		
	85	262,000	286,200	361,600	421,500		
	86	263,100	286,700	362,400	422,100		
	87	264,100	287,300	363,100	422,700		
	88	265,000	287,900	363,800	423,300		
	89	265,800	288,100	364,400	423,900		
	90	266,900	288,600	364,800	424,300		
	91	268,000	289,200	365,100	424,700		
	92	269,100	289,700	365,400	425,000		

	93	269,800	290,000	365,600	425,300		
	94	270,400	290,600	365,900			
	95	271,200	291,200	366,100			
	96	272,000	291,600	366,200			
	97	272,500	291,900	366,400			
	98	273,100		366,600			
	99	273,700		366,800			
	100	274,300		367,000			
	101	274,600		367,200			
再任用 職員		178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（３）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	173,700	211,500	243,200	276,200	307,600	340,800
	2	175,200	212,900	244,800	278,000	309,800	343,200
	3	176,700	214,300	246,300	279,800	312,100	345,600
	4	178,100	215,800	247,600	281,600	314,100	348,200
	5	179,600	216,900	248,900	282,900	316,000	350,200
	6	181,800	218,100	250,700	284,900	318,000	352,700
	7	184,000	219,500	252,300	286,500	320,100	355,300
	8	186,200	220,900	253,900	288,400	322,200	357,900
	9	188,100	221,700	255,500	289,600	324,200	360,400
	10	190,400	223,200	257,300	291,500	326,200	362,900
	11	192,600	224,600	259,000	293,100	328,100	365,500
	12	194,900	226,200	260,800	294,800	330,100	368,000
	13	197,100	227,400	262,400	296,300	331,800	370,300
	14	199,300	228,500	264,000	297,800	333,900	372,700
	15	201,600	229,500	265,600	299,400	335,700	375,100
	16	203,900	230,800	267,000	301,000	337,700	377,400
	17	206,100	231,900	268,400	302,400	339,600	379,700
	18	207,900	233,100	270,000	303,800	341,700	382,200
	19	209,600	234,200	271,300	305,400	343,800	384,500
	20	211,400	235,400	272,800	306,900	345,800	386,800
	21	212,700	236,200	274,000	308,200	347,800	388,700
	22	214,100	237,400	275,600	309,700	350,000	391,100
	23	215,600	238,400	277,100	311,300	351,900	393,300
	24	217,100	239,500	278,600	312,800	354,100	395,600
	25	218,200	240,500	280,000	313,900	356,000	397,700
	26	219,700	242,000	281,500	316,400	358,200	399,800
	27	221,100	243,500	283,300	318,700	360,400	402,100
	28	222,600	244,800	284,800	321,300	362,500	403,900
	29	223,900	246,000	286,200	323,400	364,500	406,000
	30	225,300	247,400	287,600	325,500	366,400	407,900
	31	226,500	248,600	289,200	327,400	368,500	409,800
	32	227,900	250,000	290,700	329,400	370,400	411,800
	33	229,100	251,200	292,200	331,200	372,300	413,300
	34	230,500	252,800	293,700	333,200	374,200	414,900
	35	231,800	254,500	295,300	335,000	376,000	416,600
	36	233,200	256,000	296,900	337,000	377,600	418,200
	37	234,600	257,200	298,400	338,900	379,300	419,700
	38	235,900	258,800	299,900	340,800	381,300	421,100
	39	237,100	260,200	301,600	342,700	383,200	422,400
	40	238,200	261,800	303,100	344,600	385,100	423,800
	41	239,200	263,100	304,500	346,200	386,600	425,200
	42	239,900	264,700	306,000	348,200	388,400	426,400
	43	240,500	266,300	307,600	350,200	390,200	427,600
	44	241,100	268,100	308,900	351,900	392,100	428,800

再任用 職員以 外の職 員	45	241,800	269,600	310,300	353,700	393,400	430,000
	46	242,500	271,000	311,600	355,600	395,100	431,000
	47	243,100	272,700	312,900	357,600	396,700	432,100
	48	243,800	274,200	314,000	359,700	398,200	433,100
	49	244,400	275,500	315,300	361,200	399,600	434,200
	50	244,900	277,200	316,700	363,300	401,000	434,900
	51	245,300	278,800	317,900	365,300	402,400	435,500
	52	245,800	280,400	319,200	367,300	403,700	436,000
	53	246,100	281,600	320,600	369,000	405,000	436,600
	54	246,400	283,200	321,900	370,900	406,500	437,200
	55	246,800	284,700	323,100	372,900	408,000	437,700
	56	247,200	286,200	324,300	374,900	409,400	438,200
	57	247,600	287,600	325,400	376,600	410,700	438,600
	58	248,000	289,100	326,600	378,200	412,000	438,800
	59	248,400	290,500	327,900	379,900	413,100	439,000
	60	248,800	292,000	329,200	381,700	414,300	439,200
	61	249,200	293,200	330,600	383,200	415,500	439,400
	62	249,700	294,600	331,700	384,800	416,400	
	63	250,300	296,000	333,000	386,300	417,200	
	64	250,900	297,400	334,200	387,800	418,000	
	65	251,300	298,300	334,900	389,300	418,800	
	66	251,800	299,800	336,100	390,900	419,400	
	67	252,500	301,200	337,400	392,400	419,900	
	68	253,300	302,600	338,700	393,900	420,500	
	69	253,800	303,700	339,800	395,200	421,000	
	70	254,500	305,100	340,900	396,300	421,200	
	71	255,200	306,500	342,100	397,200	421,500	
	72	256,000	307,700	343,200	398,100	421,800	
	73	256,500	308,800	344,300	398,900	422,000	
	74	257,200	309,800	345,300	399,800	422,300	
	75	257,800	310,800	346,300	400,600	422,600	
	76	258,500	311,800	347,400	401,400	422,800	
	77	259,000	312,400	348,300	402,200	423,000	
	78	259,600	313,000	349,300	403,400		
	79	260,300	313,700	350,200	404,300		
	80	261,000	314,500	351,200	405,400		
	81	261,600	315,300	352,100	406,500		
	82	262,300	316,000	353,000	407,100		
	83	262,900	316,700	353,900	407,600		
	84	263,600	317,200	354,700	408,100		
	85	263,900	317,600	355,500	408,600		
	86	264,600	318,200	356,300	409,100		
	87	265,100	318,700	357,200	409,600		
	88	265,700	319,300	358,100	410,100		
	89	266,300	319,700	359,000	410,600		
	90	266,900	320,300	359,900	411,000		
	91	267,400	320,900	360,700	411,400		
	92	268,000	321,500	361,500	411,700		

	93	268,500	322,000	362,300	412,000		
	94	268,900	322,600	363,300			
	95	269,200	323,200	364,300			
	96	269,600	323,700	365,300			
	97	269,700	324,100	366,200			
	98		324,600	366,900			
	99		325,100	367,700			
	100		325,600	368,500			
	101		325,800	369,200			
	102		326,100	369,900			
	103		326,300	370,600			
	104		326,600	371,300			
	105		326,800	371,800			
	106		327,100	372,400			
	107		327,400	373,000			
	108		327,700	373,500			
	109		327,900	374,000			
	110		328,200	374,600			
	111		328,500	375,100			
	112		328,800	375,600			
	113		329,100	376,100			
	114			376,600			
	115			377,000			
	116			377,500			
	117			377,900			
	118			378,400			
	119			378,900			
	120			379,400			
	121			379,900			
再任用 職員		178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	363,000
2	407,000
3	455,000
4	517,000
5	591,000
6	691,000
7	807,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。